石巻市公告第１７１号

入　札　公　告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の６の規定により、下記のとおり公告する。

令和８年１０月３０日

石巻市長　齋　藤　正　美

記

１　制限付き一般競争入札に付する事項

(1)　工 事 名　　飯野字碓地内ほか１箇所耐震性貯水槽設置工事

(2)　工事場所　　石巻市飯野字碓ほか１字地内

(3)　工　　期　　契約日から令和９年３月１９日まで

(4)　予定価格　　３３，９８８，０００円（消費税及び地方消費税を除いた額）

(5)　工事内容　　耐震性貯水槽設置

作業土工	一式
耐震性貯水槽設置工（４０㎥）	Ｎ＝２基
構造物撤去工	一式
仮設工	一式

(6)　支払条件　　前金払、中間前金払及び部分払　有

(7)　調査基準価格及び数値的判断基準　有

(8)　入札方法　　制限付き一般競争入札（石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成２０年石巻市告示第１２５号）第４条第２項第２号に規定する入札後資格審査型）

※　「非参集型入札」対象工事とする（ホームページの「非参集型入札の手続について（お知らせ）」を参照のこと。）。

(9)　そ の 他　　本工事は、週休２日工事【 発注者指定型（現場閉所型） 】の対象である。

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)　入札日（開札日）において、**次に掲げる全ての要件を満たしている者であること。**

①　石巻市契約規則（平成１７年石巻市規則第５７号。以下「契約規則」という。）第３条第２項に定める競争入札参加資格承認簿（以下「承認簿」という。）に石巻市内の本店で登録されている者

②　石巻市建設工事の競争入札参加者の資格及び格付に関する基準（平成１７年石巻市告示第１７９号）第３条及び第４条に基づく格付工種が「土木一式工事」であり、等級が「Ａ」に属している者

③　建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定に基づき、次のいずれにも該当する主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を本工事現場に配置することができる者

ア　建設業法の規定により専任で技術者を配置することが必要な場合にあっては入札日（開札日）の前日から起算して３か月以上前から引き続き当該入札参加業者と直接的な雇用関係に

ある者、それ以外の場合にあっては入札日（開札日）の前日から引き続き当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者

イ　本工事の契約工期の初日において、本工事と他の工事の現場の技術者を兼ねることができる場合を除き、他の工事の現場に技術者として配置されていない者

ウ　監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者

(2)　次に掲げる者は、入札に参加することができない。

①　入札後資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者

②　令第１６７条の４に規定する者

③　石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成１７年石巻市告示第１８０号）第２条第１項の規定による指名停止又は同要綱第１２条第１項から第３項までの規定による指名回避を受けている者

④　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

⑤　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

⑥　入札参加資格審査書類の提出期限において、石巻市発注の手持ち工事（予定価格が２００万円を超える建設請負工事をいう。）が、総件数で３件に達している者。ただし、令和７年度以前に締結した工事については、手持ち件数の対象外とする。

⑦　同一の技術者を重複して複数の工事の技術者に配置予定とする場合において、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を本工事現場に配置することができなくなった者

⑧　石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成２０年石巻市告示第２６８号）別表各号に規定する要件に該当する者

⑨　業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適当な相手方に該当するおそれがある者

3　入札日程

手　続　等	期間・期日・期限	場　所　等
入札後資格審査用一般競争入札参加申請書の提出期限 **入札書の提出期限**	**令和８年１１月２４日（火）** **午後５時　必着** **※　二重封筒とし「入札参加申請書」を外封筒に、「入札書」と「工事費内訳書」を中封筒に封かんの上、郵送又は持参すること。**	契約検査課契約係 **※　郵送の場合** **「一般書留」又は「簡易書留」** **※　持参の場合** **契約検査課窓口の投函箱へ提出**
入札日（開札日）	**令和８年１１月２５日（水）** **※　午前９時から順次行う**	**※　立会いを希望する場合は、入札日の前日までに連絡の上、入札日の午前８時５０分までに**契約検査課窓口へ参集すること。
入札参加資格審査書類の提出期限	**令和８年１１月２７日（金）** **午後５時　必着** **郵送による場合の詳細については後記９（３）を参照のこと。**	契約検査課契約係 **※　普通郵便も可とする。**
設計図書等の閲覧	令和８年１０月３０日（金）から 令和８年１１月２４日（火）まで **※　ホームページ上で閲覧可**	ホームページ ※　市役所４階閲覧室での設計図書の閲覧は、令和７年度から廃止しています。
設計図書等に対する質問の受付	令和８年１０月３０日（金）から 令和８年１１月１１日（水）まで ﾒｰﾙ：isconstinsp@city.ishinomaki.lg.jp	契約検査課契約係 最終日は正午まで ※　メール本文に、工事名、商号又は名称、代表者名及び質問者名を記載し、質問をすることができる。
回答書の閲覧	令和８年１１月１２日（木）から 令和８年１１月２４日（火）まで **※　ホームページ上で閲覧可**	ホームページ 初日のみ午後１時から

（注）１　上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成１７年石巻市条例第２号。以下「休日条例」という。）に規定する休日は、設計図書等に対する質問回答等の閲覧を行うことはできない。

２　質問の受付等を行うことができる時間は、午前８時３０分から午後５時まで（正午から午後０時４５分までを除く。）とする。

３　入札公告の開始日から設計図書等に対する質問への回答の閲覧開始日までの期間内に、設計図書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は、閲覧図書等で設計図書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出すること。

４　入札参加申請

本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記３に示す期限、場所等を厳守し、「入札後資格審査用一般競争入札参加申請書（非参集型入札）（様式第５号）」を郵送（「一般書留」又は「簡易書留」。以下同じ。）又は契約検査課窓口にある投函箱へ提出すること。

なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出に係る費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

５　入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

６　工事費内訳書の提出

(1)　初度の入札の際、入札書に記載されている金額と一致している工事費内訳書を提出すること。

(2)　工事費内訳書の様式は自由であるが、できる限り市が示した様式を使用し、工事名及び商号又は名称を記載すること。

(3)　金抜き設計書の項目に対応させ、内訳表の細別（細目）数量、単価、金額が記載された内訳明細までを記載すること。

(4)　「一式」と表示していない項目を「一式」と記載したもの（一式のみの表示）や、工事費内訳の算出において値引き、端数調整しているものは無効とする。

(5)　工事費内訳書は、返戻しない。

７　入札の回数

(1)　石巻市予定価格事前公表に関する要綱（令和７年石巻市告示第８０号）第４条の規定により、入札執行回数は１回とする。

(2)　予定価格を上回る入札をした者は、無効とする。

(3)　入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、令第１６７条の２第１項第８号の規定による随意契約のための見積り合わせは行わない。

(4)　入札参加者が１者となった場合、当該入札を中止とする。

８　入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札後資格審査用一般競争入札参加申請書又は入札参加資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、落札者決定時点で前記２(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記２(2)に掲げる者のした入札は、無効とする。

なお、金額その他重要事項の記載が不明確な入札（修正可能な筆記用具の使用等）は、無効とする。

９　入札参加資格の確認・落札者の決定等

(1)　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を

もって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

(2)　開札をした場合において、各人の入札のうち調査基準価格以上予定価格以下の範囲内で最低の価格の入札をした者を落札候補者とする。

(3)　入札参加資格審査書類の提出

落札候補者は、下記の入札参加資格審査書類を入札日（開札日）の翌々日（休日条例に規定する休日を除く。）午後５時までに契約検査課宛てに郵送又は契約検査課窓口にある投函箱へ提出すること（入札書を送付する際の外封筒に同封することも可とする。）。

なお、入札参加資格審査書類を期限内に提出しない者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

①　配置予定の技術者に関する調書（様式第３号）

②　手持ち工事の状況調書（別記様式）

③　建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し。ただし、特定建設業の許可が必要な場合にあっては、特定建設業許可通知書又は特定建設業許可証明書の写し

④　経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

⑤　配置予定の技術者が有する資格を証するもの（合格証明書等）の写し（監理技術者については、監理技術者資格者証（表裏両面）及び監理技術者講習修了証の写しとするが、監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が記載されている場合は、監理技術者講習修了証の写しの提出は不要）

⑥　配置予定技術者の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、賃金台帳等、資格確認書のうち、所属業者名の記載があるいずれかの写し

(4)　入札参加資格の審査は、開札日の翌日から起算し、原則として４日以内（休日条例に規定する休日を除く。）に行うものとする。

(5)　入札参加資格の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、当該落札候補者の入札を無効とする。

(6)　上記(3)のなお書き又は(5)により、落札候補者の入札を無効とした場合は、次順位価格を提示した者を新たな落札候補者とし、入札参加資格の審査を行うものとする。

(7)　上記(6)の場合において、次順位価格を提示した者の入札が無効となったときは、次順位価格から順に低い価格を提示した者について、上記(6)の内容を準用する。

(8)　上記(1)又は(6)（上記(7)において準用する場合を含む。）の審査の結果、当該落札候補者について入札参加資格を有していると認めたときは、その者を落札者と決定するものとする。

(9)　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

(10)　前記２(2)⑥における提出期限において手持ち工事が件数に満たない場合であって、落札候補者が、当該提出期限から落札者決定時点までに行われる他の本市入札で落札した場合は、その契約前であっても手持ち工事を新たに１件有したものとみなし、総件数が３件となった場合は、当該落札

候補者の入札が、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

１０　入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格審査書類を提出した者の審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果等通知書により通知する（この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。）。

１１　入札結果の公表

入札参加資格の審査が終了し、本入札の結果が確定した場合は、その結果を市のホームページで公表する（前記９(4)等の落札者の決定状況により、日数を要する場合がある。）。

http://www.city.ishinomaki.lg.jp/d0020/d0010/d0030/index.html

１２　契約保証金に関する事項

契約規則第２５条及び第２６条の規定による。

１３　配置予定の技術者の確認

落札決定後、配置予定の技術者について配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、この工事の施工に当たって、申請書に記載した配置予定の技術者を変更することができるのは、病休、死亡、退職等極めて特別な理由に限るものとし、該当理由により、やむを得ず変更する場合は、前記２(1)③に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

また、配置予定の技術者の雇用関係、専任期間等については、監理技術者制度運用マニュアル（令和７年１月２８日付け国不建技第１４７号）に基づき適正に配置すること。

１４　低入札価格の調査

(1)　本公告に示した入札は、石巻市低入札価格調査要綱（平成３０年石巻市告示第３２５号）第３条の規定により、契約の内容に適合した履行ができないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設定する。

(2)　調査基準価格未満の価格で入札が行われたときは、落札候補者の決定を保留し、石巻市低入札価格調査要綱の規定による低入札価格調査等を行った上で、後日落札候補者を決定する。そのため、最低価格入札者であっても落札候補者とならない場合がある。

(3)　調査基準価格未満の価格で入札を行った者は、低入札価格調査等の際の事情聴取等に協力すること。

１５　その他

(1)　石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成１７年石巻市告示第１８９号）を遵守すること。

https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10702000/0020/3449/03_koujitou_nyusatsu_sankakokoroe.pdf

(2)　石巻市低入札価格調査要綱を必読すること。

https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10702000/0020/3449/11_teinyusatsu_kakakutyousa_youkou.pdf

(3)　落札者は、この工事に係る請負契約を締結した後において、入札が契約規則第１３条第４号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の１００分の２０に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。

(4)　実際に生じた本市の損害額が上記(3)の規定による損害賠償金を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。

また、本規定は上記(3)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後においても適用する。

(5)　詳細又は不明な点については、石巻市契約検査課契約係に照会のこと。

電話:0225-23-6611、23-6612
ﾒｰﾙ：isconstinsp@city.ishinomaki.lg.jp